

の水資源ということを最大の武器にしながら、あるいは最大のよりどころにしながら、誇りにしながら、これから自給圏構想には参画していかなくちゃいけないというふうには思うわけです、もちろんエネルギーという分野ですけれども。

自給圏構想そのものは、長井のレインボープランを大きな下敷きにしながらか構築された構想です。ですから、なおさらのこと、レインボープランというのが、これからどんなふう展開していくのかということは大きな注目の点でありますので、自給圏構想とともにレインボープランをしっかり定着させるように、これは各課にもお願いをしたいわけですが、農林課長のほうにちょっとお聞きします。

今まで取り組んできたこと、数字も上げて報告をしていただきましたけれども、出口の問題なんです、やっぱり生産者の方々は、出口がしっかりしていればつくるといいうことをよくおっしゃってくれるわけです。市長も先ほどおっしゃったように、生産者の高齢化ということもあって、なかなか認証農家の方々がふえていないということもありますが、でも出口がしっかりあると、まだまだつくりたいという方も多いことは聞いております。菜なポートさんも一生懸命頑張って販売拡大のほうにはしていただいています……。2分過ぎました、どういいうふうにまとめようか。していますが、これからぜひ農林課のほうでも、行政のほうとしても、消費者の方々に向けた強いメッセージを、強いというか、メッセージをぜひ発信していただきたいと思います。

これは要望ですが、つまり菜なポートさんだけではなくて、これは市の政策の柱なんだということも、ぜひ市民の方々には認識していただくためには、市長初め農林課長のメッセージなども菜なポートの中にも掲げていただきたいと思いますので、要望しておきます。今は質問してはいけない時間ですもんね、これが要望だけ

で終わりますが、最後に1分間要望を、企画調整課長にお話しします。

実は、私も資料を若干持っています、櫻井さんのほうからいただいた資料などがあるんですけども、市の政策をやっぱり外部からの視点でより効率よく、あるいはよりスピード感を持って政策実現につなげていこうというのがシティープロモーションの大きな、これはテーマだと思えますが、ぜひ新しい視点というのも加えてほしいと思います。せっかく首都圏の方々のニーズを、なかなか地元にいると首都圏のニーズって、そう簡単にはわからないんでありますが、櫻井さんを初めとして、観光大使の方であるとか、そうしたニーズを十分にこちらに還元していただいて、新しい視点でさまざまなものをつくり上げていくという、物産もそうですけれども、そういったことをぜひこれからも続けていっていただきたいと。

各課には市長も含めて、強い期待を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

高橋孝夫議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位7番、議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は、市民生活の向上を願いながら、一般質問を行います。

通告をしております5点について、順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思えます。

一言申し上げますが、先月、私は昼休みの時間中に、中道の郵便局に行きました。おらんだラジオの放送が流れていました。市内どこへ行

ってもこういうふうに分けたらなというふうに感じましたし、こういうことが広がればいいなとつくづく思いましたので、一言申し上げておきたいと思います。

質問の第1は、平成27年度施政方針についてです。

2月の27日に、平成27年度の施政方針が示されました。長いと感じましたし、長井創生元年と位置づける考え方は理解をするものの、多くのことを列記し過ぎてはいないか心配になりました。1年間の中でどれだけのことを意識しながら展開できるだろうかと考えてみましたが、それにしても課題や問題は多いと改めて感じさせられたところです。

施政方針が示されました中で、以下4点について伺いをしたいと思います。

第1点目は、国の地方創生をどう考えるかについて、市長に伺います。

第2次安倍内閣で、今後の大きな課題の一つが地方創生にある、このことはご案内のとおりですし、施政方針にも随所に地方創生の言葉が踊っています。私は施政方針で触れている、「全国1,700余りの市町村には1,700余りの処方箋があるように、みずから知恵を絞り、解決策を見出し、市民が納得できるまちづくりを実践し、若者の働く場、雇用の創出につなげていくのが創生の鍵と考えております」という捉え方は、そのとおりであり、国に対しては地方がそれぞれに模索をしている現状を、そのまま積極的に評価し、国が具体的に支援をするという方向をとることこそ、本当の意味で地方創生につながるものと考えます。

地方の判断、地方の自主性を重んじた地方創生にするために、国が何も言わないで積極的に応援をしていくことこそ大事と私は考えますが、いかがでしょうか。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

同時に、私は国が平成27年度中の策定を求め

ている計画づくりについては、それぞれの自治体が持っている総合計画を新たな計画づくりに変えることができると思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

私は、国は計画づくりをさせながらも、それぞれの自治体の自主性を尊重するのではなく、逆に国が想定しているいくつかのパターン、それに合致をした施策に対して支援をする、そういう方向を考えているのではないかと感じますし、そのことを通じて地方に新たな競争、いわば財源分捕り合戦的な競争になってしまいはしないか心配でなりません。これでは地方創生は、予算分捕り合戦になってしまいます。そうではなく、それぞれの自治体の考え方を尊重した、公正で公平な地方創生に仕上げていかなければなりません。

また、施政方針には、「スピード感を持ってチャンスを生かす攻めの市政運営をする」、「未来への責任を果たす」、そして、「しなやかなまちづくり」などの文言がちりばめられています。これらの文言にはどういった思いや考え方があるのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、総合型スポーツクラブは、市民1人1スポーツの受け皿になっているかについて、教育長に伺います。

私は花スポが市民1人1スポーツを実践するための受け皿にはなっていないし、力を発揮できないまま推移をしていると感じています。私自身、花スポの会員ですが、花スポからの各種案内を見ても、参加してみたい、利用してみたいという種目が見当たらないこと、同時に、会員だから各種スポーツ施設などを格安、あるいは自由に利活用できるなどの特典もないという状況で、魅力に欠ける内容となっていると感じます。これでは会員拡大を図るといっても、容易ではないと感じます。私はもっと広く関係機関の力をかりること、生涯スポーツ課や文化生

涯学習課等が持っている施設、あるいは力を総動員すること、そして教育長や体育協会会長、あるいは体協の役員の皆さんの協力を得ることが必要だと感じます。

そのためには、体育協会傘下の各競技組織が花スポとの連携強化を図ることこそ、競技人口の拡大や底辺拡大につながる不可欠な存在であることを改めて認識することが重要です。大事なのは、教育委員会全体で動くこと、特に教育長と体育協会会長、そして理事はトップセールスを日常的に展開をしていくこと、これが求められると感じます。

あらゆる可能性に対して、教育委員会や体協が前面に立って活動を展開していく以外に、会員拡大と活動の領域を拡大することはできないと私は思いますが、いかがでしょうか。教育長の決意を含めた見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

第3点目は、転入者への支援も必要と思うが、現在の市民に対する支援、補助はもっと大事だと思うがについてです。

私が申し上げたいのは、移住、定住促進施策と同様に、今、長井市に住んでいる市民に対して、より濃度の濃い住民サービスが提供されるよう配慮が払われなければならないという問題意識です。

この間の定住促進事業もそうですし、ふるさと納税制度を見て感じることは、なぜ長井市民ではない人への返礼や補助が手厚いのかということと、翻って、長井市で納税している市民には何もないのかという素朴な疑問です。私は定住促進事業の展開やふるさと納税がおかしいと申し上げているのではなくて、本来一番最初に考えていかなければならない市民に対する扱いがおろそかになってはいないか、いつの間にか定住促進上の補助額やふるさと納税に対する返礼品の多寡を競争することに、労力が費やされている実態はないのかということであって、長

井市民の生活向上のための施策こそ今以上に充実されなければ、いくら転入者がふえても、ふるさと納税額がふえても、それは一時のことでしかなく、定着しないのではないかと危惧をしています。

長井市に移住する際の補助を強調するのではなく、長井市民になればこういう住民サービスを受けられるという発想を変えていくこと、このことが大事だと私は思ひます。

あくまで主人公は、今、長井市に住んでいる市民の生活向上を図ることにあることを再確認しながら、行政運営と事業展開を図ることが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

第4点目は、自治公民館について、この間どう検討されてきたのか、教育長に伺ひます。

施政方針では、自治公民館という文言は出てきますが、自治公民館をどうするとか、自治公民館への対応策などについては具体的なものはふれられていません。平成27年度予算の資料を見ても、この間指摘をしてきた自治公民館活性化事業補助はそのままであり、自治公民館施設整備補助事業も従来の考え方のままです。

同時に、地域防災事業での地域の自主防災組織で中核となる身近な地域の施設である自治公民館そのものが、耐震化もままならず存在していることを考えるならば、そういった自治公民館の耐震診断には、市が全面的に援助をするとか、必要な耐震化工事には公民館施設整備事業補助金とは別に、支援のあり方や具体策を検討するである等のことが一言もふれられていません。私は、正直不信感を持ちます。どうなっているのでしょうか、問題意識はあるのでしょうか。これまでどのように検討されたのか、今後どうしていこうと考えておられるのか、教育長から明らかにしていただきたいと思ひます。

質問の第2は、都市再生整備事業の計画変更

についてです。

1月21日の全員協議会で、観光交流センター整備に係る事業費の説明がありました。当初計画事業費は8億9,140万円と見込んでいたものが、実施及び予定額では10億7,388万3,000円と膨れ上がり、1億8,248万3,000円という差が出てしまったという内容でした。建築関連工事では7,647万5,000円、測量設計費では2,827万7,000円、用地関連では7,778万3,000円、それぞれ増額となるということでした。私はこういった工事、あるいは事業を展開する際には、ある程度の誤差が生じることは往々にしてあり得ることだと考えています。

例えば、消費税分の税率アップによる増税とか増額とか、資材費が高騰したための増額とか、あるいは登記上の面積と実測面積の差による増額などはあり得ることと思います。しかし、用地関連でいえば、住宅用地の459万円の増額とか、住宅補償費で6,588万円の増額になることについては理解することができません。「想定単価に違いがあった」とか、「調査を行ったところ、想定外の経費がかかったことがあって増額になってしまった」という変更理由では、到底納得できません。

特に住宅補償費では、当初計画では7,382万円としていたものが、実施予定額では1億3,970万円と2倍近い額になっていることは理解できません。民家3軒の用地費や住宅補償費については、これまで一般質問や総括質疑、そして全員協議会や産業・建設常任委員会協議会などでも議論がありました。何度も何度も「本当に3軒で7,382万円の住宅補償費で間に合うのか」、「7,382万円という額は妥当な額なのか」と、「後になって足りませんでしたということになるのではないか」という質疑や心配の声がありましたが、当局は「これで間違いない、大丈夫だ」という答弁を繰り返して来たとは私は捉えています。にもかかわらず、申し上げまし

たような大幅な増額の計画変更となったことは、あいた口がふさがらないと言わざるを得ません。

当局の、「これで間違いがない、絶対大丈夫」という答弁を受けて、観光交流センター整備に係る計画を了と判断した議員にしてみれば、こんな大幅な増額の計画変更を手放しで受け入れることはできません。当局の説明責任や説明の内容は、そんなに軽いのですか。基本的な数値の捉え方や基本的な部分での見込み違いが、そんなにしょっちゅうあるものなのでしょうか。不可抗力とは言いがたい内容変更だと私は考えますし、説明責任を果たすのであれば、それなりのけじめをつけなければ、この問題は前には進まないとは私は考えます。

当時の答弁が、当時のまち・住まい整備課長の個人の見解であれば、相応の賠償額を算定して長井市に返金を求めることもできると思いますし、また、当局の一致した答弁内容というのであれば、上司や関係課内でのけじめをつけない限り、このたびの計画変更を土台とした平成27年度の関係予算審議には応じることは難しいとは私は考えます。きちんとけじめをつけることが説明責任を果たすことになると考えますが、いかがでしょうか。市長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第3は、協働のまちづくりを進めるための広聴機能をどうつくっていくかについてです。

長井市まちづくり基本条例ができてから丸9年がたちました。「市民と市とが情報を共有するとともに、市民及び市がそれぞれ適切に役割を分担しつつ、協働による施策を実施すること」を基本理念として掲げたまちづくり基本条例では、「市民はまちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する、市民は相互に多様な価値観を認め、みずからの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努めるものとする」と「市民の役割」を定め、また、

「市はまちづくりの主体は市民であることを認識し、市民との情報の共有及び協働を図りながら適切かつ公正にまちづくりを行わなければならない。市は政策の形成過程において、市民の意向を的確に把握し、これを政策に反映するため、市民が参加する機会の拡大に努めなければならない」という「市の責務」を明示し、同時に、「市は市民とまちづくりに関する情報の共有を図るため、公文書の開示を適切に行うとともに、政策の形成過程にあるものを含めたまちづくりに関する情報の積極的な提供に努めなければならない」という「情報公開の推進」をうたい、また、「市はまちづくりの基本的な方針、その他重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その案の内容、その他必要な情報を公表し、市民の意見を求めるとともに、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない」という「意見公募」の規定を持ち、あわせて、「市は市民からの意見、要望等があったときは、速やかに事実関係の調査をし、誠実に応答しなければならない」という「意見、要望等への対応」を規定していることはご案内のとおりです。

条例を設定してから9年、このまちづくり条例の基本的な考え方や理念はどのように進められてきたのでしょうか。条例等の制定や新たな計画を作るときなどには、市民に対するパブリックコメントを募集しており、その結果が公表されていますから、以前から見れば住民参加、住民との協働のまちづくりは、ある程度進んでいると考えることができます。

私は、まちづくり基本条例で規定をする内容を充実させる取り組みを、これからはもっと進めていくことが必要だと考えています。その意味で、以下2点について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

1つは、情報公開をより一層進めていくための推進課題についてです。

まちづくり基本条例第10条では、情報公開の推進をうたい、同じく第21条では、市は市民との協働を推進するための環境の整備に努めなければならないと規定しています。しかし現実には、市の情報公開はインターネットなどを活用したものが多く、実際には市民のどれくらいの人が情報を得、活用しているのかといえば、疑問を感じてしまうと言わなければならないと思います。

私は、市内の地区公民館、そして市立図書館、同時に市役所庁舎内に長井市が情報を公開している各種内容を陳列するコーナー、市が市民に意見を求めている内容が一目瞭然にわかるコーナーを早急に整備できないかと考えています。インターネットだけではなく、そこに行けば、市が市民に求めているものはどのようなものなのか分かる場所を提供していく、そういった環境をつくっていくことは大事なことで私には思いますが、いかがでしょうか。市長の考えをお聞かせをいただきたいと思います。

2つは、市民の考えや意見、声や要望を、書面とかメールなどを活用して広く求めること。従来のように、一つの条例や計画に関する意見や要望だけではなく、広く市政一般に関する意見や声を、書面やメールで当局に上げ、当局はそれに対し回答し、公表していくというシステムをつくることはとても意義深いものだと私には考えますが、いかがでしょうか。

長井市議会は、ようやく議会基本条例を策定をしましたが、その中では会期外に文書で質問できる規定をつくりました。これと同様な形で意見や質問をするシステムをつくり、これを活用する形で市民との協働のまちづくりを進めることはできないでしょうか。私はぜひ早期に実現いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

質問の第4は、指定管理者制度のあり方について、総務課長に伺います。

3月定例会に10件の「指定管理者の指定」の議案が提案をされています。ほとんどが2回目、3回目の「指定管理者の指定」となっていますが、私は長井市におけるこれまでの指定管理者制度の活用法等について感じていることと、文教常任委員会の中で議論になっていることを基本に、以下お伺いをいたします。

1つは、「指定管理者選定採点集計表」の活用についてです。

指定管理者を決める際には審査委員会を開き、審査委員による質疑があつて、その後、審査委員による指定管理者選定採点を行い、それを集計して合格ということになれば、当該指定管理者に通知をしていくという流れになります。

「指定管理者選定採点集計表」をそれぞれ見てもみますと、採点者によって点数が違っていることと、同時に審査項目によっては審査点数がなかなか伸びていないものも多く見受けられます。これらの審査点数の違いや項目によって審査委員の点数が辛いという状況は、それぞれ指定管理者に対する問題点の指摘や改善点などの各種課題が、浮き彫りにされていることを示したのではないかと文教常任委員会では感じます。この「指定管理者選定採点集計表」をもとに、まず審査委員会でお互いが採点した結果をもとに、それぞれがどういった視点で捉え、どういった問題意識を持っているのか、さらに指定管理者が改善を図らなければならない課題や問題はどこにあるのかなどを明らかにする中で、共通の視点をそろえていくということは大事なことと思いますが、そういう話し合いを展開するお考えがないか、総務課長のお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

2つは、この「指定管理者選定採点集計表」をもって指定管理者との協議の場を持ち、採点内容を指定管理者にきちんと伝えることを通じて、今後の指定管理の中身を充実することにつながられるのではないかと考えられると同時に、

指定管理上の問題や課題を具体的に明らかにして改善を求めるといふ方向につなげる必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。総務課長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

2つは、「公募」の考え方の徹底が必要ではないかという問題意識です。

近年、公の施設の運営において、利用者にとって満足度の高いサービスが提供されるとともに、効率的な運営や公の施設で実施する事業自体も、多様性、柔軟性、さらには専門性などが求められるようになり、より効果的、効率的に対応するためには、民間のノウハウを生かすことが有効であるという考えに立って、管理主体、範囲などの制限を外しつつ、公の施設として適正な管理を行う仕組みを整備をしたもの、これが指定管理者制度であるということをお考へるとき、私はその導入に当たっての基本は「公募」にあると考えています。

しかし、今回の市立図書館の指定管理者の指定では、「公募」ではなく「非公募」による選定手法となっており、これまでの業者に引き続き指定管理者としての管理を求めたという形になっています。これは、指定管理者制度の持つ基本を無視したものではありませんか。指定管理の原則は、あくまで「公募」であり、「公募」を通じて住民サービスの向上と、同時に効率化や費用の低減化を図ることにつなげていく必要があることは言うまでもありません。地方自治法の改正の趣旨をきちんと理解し、原則を守ることが必要だとお考へます。総務課長はこのたびの対応をどう捉え、今後どういふ対応を求めようとお考へなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

質問の第5は、組織機構の見直しについて伺います。

組織機構見直しによる課の設置条例の改正案が提案をされており、同時に「参事の設置」も

提案されていることはご案内のとおりです。私はいくつかの整理が必要と思いますので、以下、市長にお伺いをいたします。

1つは、「参事の設置」についてです。

「参事」イコール「部長」なのではないかと考えられますが、どういう位置づけなのでしょう。私は変形した部制というのであれば、まず「参事」そのものの職に対する位置づけを明確にしなければならないと考えます。

仄聞するところでは、「参事」は管理職の一つの形状であり、待遇は課長等より管理職手当を増額するということのようにです。私は管理職手当を増額するという程度の位置づけではなく、明確に課長職よりも上級に位置づけること、そして、その待遇は給与表上、新たな級を設定して対応すべきものと考えます。明確な位置づけと待遇を明確にすることで、その任務の重さを自覚するとともに、責任を持ってもらうということが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、議会との関係でいえば、本会議への出席説明員は、これまでの課長ではなく参事までとすることが、ほかの自治体議会の例を見ても当然の姿と考えますが、いかがでしょう。見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、教育長を参事と兼任するということが、これは私は理解できません。本年度から教育委員会の形態が変わることはご案内のとおりであり、その中で教育長は文字どおり教育行政のトップということになります。教育行政のトップが参事兼任、兼務ということにはならないと思いますし、新年度から新たに出てくる総合教育会議の趣旨を考えると、参事兼務はあり得ないと私は思います。

教育委員会の場合は、むしろ新設が予定をされている「教育総務課長」が参事を兼務し、教育行政全体を掌握していくこと。同時に、施設整備室も、その監督下において、学校施設だけでなく、文教や体育施設整備をできる体制をと

るほうがよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

2つは、これまでの「課長と主幹」、そして「課と室」の関係がどうなるかについて伺います。

私はこれまで、「主幹」という職が年々増大している傾向は、組織運営としては決してよいものではないと感じてまいりました。それが、このたびの組織機構の見直しではどのようになっていくのでしょうか。

同時に、「室」についても考え方を聞かせたいと思います。中途半端で、どこまでどういった権限を持っているのかとか、どういう役割を期待しているのだろうか、いぶかしく感じるような室もあったと私は感じてきました。これらは見直しでどのようになるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

3つは、今回の組織機構の見直しの結果、市長のトップダウン方式に拍車がかかってしまうのではないかと心配があることです。「参事」という職を設けることで、組織の風通しはよくなるのでしょうか。職員の意見、声は通りやすくなるのでしょうか、市民の意見や声はどうなるのでしょうか、これまで展開してきている「庁議」や「課長会」などはどうなるのでしょうか、どう変わっていくのか明らかにしていただきたいと思います。

私はこれまで、歴代の組織機構見直しを見てきました。その中で言われる言葉に、「組織は生き物だから」という言葉があります。何度も何度も聞いてきた覚えがありますが、この言葉は、「うまく組織が展開しないときによく使われる言葉」のような印象を私は持っています。

「組織は生き物だから」が枕言詞にならないよう、健全な見直しを期待しますが、なお市長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清

聴ありがとうございました。（拍手）

○小関勝助議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

私は、大きく4点ですが、たくさんご質問いただきましたので、少し早口になるかもしれませんが、できるだけ簡潔に答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初、1点目の平成27年度施政方針についてでございますが、議員からは、国が何も言わないで積極的に応援していくことこそ大事というふうなお考えを示されましたけども、私もそのとおりだと思います。ただ、国のほうでは国の政策に合致するもののみということだと思っております。それはすなわち、人口減少をいかに食い止めるかと、若い人たちを地方にとどまらせなければ、あるいは戻さなければ、合計特殊出生率は上がらないというふうに見てらんだと思います。そのための施策が今回の地方創生であり、そういった意味では、各市町村で策定しております総合計画があるわけですが、これは議員おっしゃるとおり、それをそのままが一番いいわけですが、それを私どもとしては総合戦略としてまとめる際に、国の求めるものと方向性が一致してるかどうかということは、検証しながらやっていかなければならないと思っております。

予算の分捕り合戦みたいな形ではないかというご指摘もございますが、そういった意味では、議員からさまざまな施政方針の中でふれられている文言の考え方について、ちょっとこれからお答えしたいと思いますけれども、予算の分捕り競争にやっぱり組みしないと、残念ながら採用してもらえない、採用してもらえないと、長井市として第5次総合計画にうたってる部分が財源的な裏づけとして薄くなるというところは、これいたし方ないのかなと、これ非常に残念ですけども、そう思っているところです。

チャンスを生かすということのご質問がございました。

長井市は他の市町村に先駆けて行財政改革を進めて、改革を一定程度なし遂げたときにはということ、いろんな準備をしまりました。これは7つのチャンスなんていうことで上げさせていただいておりますが、これは私の思い上がりじゃないかという声もあるかと思えますけれども、ただ、そういう条件は、私とか長井市の努力だけでなく、周りがそうなってきたということもあると思います。そういった中で、地方創生というのは、いわゆる平たく言えば知恵比べをさせられるわけですから、国の政策にのっとった政策のみにしか応援しないというばらまきではないというふうに言ってるわけですから、そういった意味では、たまたまそういうチャンスを活かせる、そういった機会なのかなということ使っております。

そういった意味では、予算の分捕り競争を、ある意味では長井市はおくれてきましたので、これを活かすという考え方もございます。

次に、攻めの市政運営ということでございませけれども、行革というのは緊縮財政をせざるを得ないと。やっぱり私は、守りとか攻めなんというのは、本来行政にあるべきではないというふうに思ってますけども、でも行革の中では、ここの15年から17年間というのは、やっぱりそうせざるを得なかったわけですね、聖域なき行革でしたよ。ですから、3月補正でお認めいただきましたけども、例えば教育予算というのは一番最重要視しなきゃいけないところなんですね。でも、それもできなかったのが今までの行革だったと思っております。

したがって、私ども市の職員の中で非常にモチベーションが下がっている状況です。その意識を喚起する上でも、守って今まできたんだから、これからは我々本来、公務員として、市の職員としての志を発揮する場がこれからなんだ

よということで、攻めの市政運営を行いたいということ、これは外に対して、市民に対してと同時に、私ども市の職員そのものも、そういった意識でいきたいということを私としては申し上げたかったということでもあります。

第5次総合計画との関連ということでございますけれども、第5次総合計画の3つの重点戦略というのを、元気な人づくり、にぎわいと働く場づくり、活発な地域づくりというのは、これ柱にしたわけですが、ある意味では、地方創生で掲げている柱の一つのまち・ひと・しごと創生本部ですね、そのまち・ひと・しごとに関連するものだというふうに思っておりますんで、私どもとしては、地方創生のための総合戦略というのは第5次総合計画と大きな大差があってはならないというふうに思っておりますんで、これに基づいてつくれるものと。ただし、事業、どういうプロジェクトをするかということが求められていますので、それらについては、27年度に入りましてから、しっかりと市民各層に加えて、例えば労働界とかマスコミとか、あとは金融界、金融機関、こういったところも今まで余り入ってなかったもので、そういった方々にも入ってもらって策定委員会をつくって、この、何ていうんでしょうかね、分捕り競争じゃないですけども、そちらに参画するには、そういった策定委員会で総合戦略をつくっていきたいと考えているところです。

未来への責任を果たすとはどういうことかということですが、やっぱり長井市は今後とも30年後、50年後にも地方自治体として存続するように、なおかつ自立する地方小都市として持続可能な発展を目指さなければならないと、それが私ども、子供や孫に対する未来への責任だろうと。したがって、チャレンジをすること、それが未来への責任だというふうに私は考えております。

あと、最後にこの項ですが、しなやかなまち

づくりのイメージですけども、藻谷さんの著作の中に、日本政策投資銀行の首席研究員ですか、「しなやかな日本列島のつくりかた」という本がありますけども、これなどを読んでみても、まさに今、特に長井でもものづくり産業というのはグローバリズムに、これどうしても世界の標準レベルに合わせざるを得ない、そういう状況にさらされてます。市場経済主義ですね。

一方で、でも我々っていうのはグローバリズムだけじゃなくて、地域の資源を生かして、私ども長井ならではの、独自のやっぱりまちづくりをしなきゃいけないと。それにのっとった経済活動もあるわけですし、ですから、グローバリズムだから、かつて言われてたのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、レインボープランとグローバリズムは全く相反するんだと、こういうことを公然と言っている方はいっぱいいました。でも、今はそうじゃないっていうことがだんだんわかってきたと思います。やっぱりグローバリズムの中でいかにローカリズムを生かしていくかということが、実は地方創生の精神だろうと。国で言った意思とはちょっと違うかもしれませんが、そういうふうに思っています。我々独自で、やっぱり長井ならではの考え方でまちづくり、あるいは経済活動もしていきたいと。そういった意味で、例えばAをするためにはBはだめだとか、Bがあるからこれが成り立たないとか、そういうのではなくて、選択と集中というような言葉もありますけども、私どもにとって選択と集中というのは切り捨てではないと。10課題があって、その際に財源がなくて、あるいは人材が残念ながらそろえることができなくて、10まで最初行くことができないと、それにはどこから行ったらいいかという選択をして、最終的には全てうまくなるような努力をするということが私たちの選択と集中なんですよね。

ところが、国で言ってる集中と選択とか選択

と集中とかいろいろありますけども、それはちょっと違うというふうに思ってますね。やっぱり切り捨てなきゃいけない、こう思ってます。でも、私は長井市はそういうことをしてはいけないと、そういうふうに思ってます。で、そういった意味でのしなやかなまちづくりであります。

次に、2点目の、転入者の支援も必要だと思うが、現在の市民に対する支援、補助はもっと大切と思うがどうかということで、これは議員おっしゃるとおりであります。

なぜ転入者の支援が一見市民から見ると厚いかということですが、私ども、なぜ転入者の支援をするのか、しかも子育て世帯を求めているわけですね。失礼な話ですけども、高齢者の方は歓迎ということで厚い支援は考えてないです、あくまでも子育て世帯なんですね。それは、今、地域に若い人たち、子育て世帯、あるいは子供が少ないと、そのためにいろいろな問題が生じております。小学校も複式になったり、あるいは、また統廃合しなきゃいけないんじゃないかということなどもありますし、地域の担い手が少ないと、そういった意味で、子育て世帯に来ていただければ、持続可能な長井市をつくる基礎になるという考え方で、外部からいらっしゃる方を歓迎してるということでありまして、そういった意味では……。

(「否定しているわけじゃない」と呼ぶ者あり)

○内谷重治市長 はい。そういった意味で、いろいろ事務方のほうから、市民向けにこういったいろんなことをやっていますよということも上げてもらっていますが、ちょっと時間がありませんので、この辺は議員十分ご承知だと思いますが、十分市民の皆様にもそういったことをしたいと思ってますが、まずは外から若い人も子供も、長井を担っていただくそういう人材をふやしたいということでもあります。

あと3点目の、これは都市再生整備事業の計画変更についてであります。多額の増額となっているが、これまでの答弁と乖離が大き過ぎる、どうけじめをつけるのかというような趣旨でございます。

高橋議員のご指摘につきましては、大変重く受けとめております。これは昨日も一般質問でいろいろご質問、ご意見をいただきました。都市再生整備計画事業は、概算の事業費で申請が認められる事業で、その後、調査や設計の結果に基づいて額を確定し、執行していくわけですが、そうした仕組みであるとはいえ、高橋議員ご指摘の、用地及び住宅補償費について、概算で計上した額と、結果的に大きな乖離が生じてしまいました。

要因としては、該当する建物に実際に立ち入らせていただく、詳細に調査をしなければわからない部分が大きかったためではございますが、この差は本当に予想以上に大きかったということで責任を感じております。

概算の事業費8億9,000万円を出す際に、3軒の補償費をどのぐらい見てるかということは私も説明を受けました。で、3軒で土地代も含めて9,000万円だと聞いて、そんなに足りないだろうと当然私も疑問に思ったわけでした、ただ、これ標準で見るとは思えないんだと。実際、実施設計を組む際に、そこに立ち入って調査をさせてもらって、実施設計の段階で、やっぱりそこは増額になった場合はお認めいただくようにしたいということで、いや、もっと上げてたらいんじゃないかということは再三申し上げましたけれども、担当のほうからのそういった再三の説明なので、私も了承したわけで……。

(「前の課長ですか」と呼ぶ者あり)

○内谷重治市長 そうですね。そういった意味では……。

(「賠償請求したらどうですか」と呼ぶ者あり)

○内谷重治市長 いや、そういった意味では、私も責任はあるというふうに重く受けとめているところでございます。

高橋議員からは、前任者より相応の賠償とか、上司や関係課内での一定のけじめをとということでございますが、実際にこれ事業費が、全体の枠での事業費の、ほかのところを削ってそこに回すということになるので、実際のところの損害は生じない仕組みになっておりますので、なかなか概算時と確定時で事業費が変動するというところで、事業の性格上、これを前任者に賠償ということにはならないのではないかと思っております。

したがいまして、議員ご提案の対応につきましては、甚だ心苦しいと思いますが、いたし方ないということでお答えすることしかございません。

これまで行った説明の信憑性という点では大きく信頼を損ねたということでございますので、大変申しわけなく、心から陳謝を申し上げたいというふうに思います。このたびの事業費の変更につきましては、何とぞご理解を賜りたいというふうにお願ひ申し上げます。

次に、4点目でございますが、協働のまちづくりを進めるための広聴機能をどうつくっていくのかということでもあります。

これは、私も議員をさせていただいたときにかかわっておりましたので、まちづくり基本条例の本来の理念というのが薄らいでしまって、実際のところ、執行者である私自身が、やっぱりこの条例を形骸化してるというふうに言われても、これはいたし方ないと、非常に反省しております。

やっぱり一番は、常々思ってるんですが、市民の皆様から直接手紙いただいたり、あと、市民のご意見ということで、本庁舎入り口にも置かれていますが、それらのことをずっと見せていただきますと、やっぱり皆様、知らないところが

たくさんありまして、いかに情報を公開する、情報の公開の仕方、これの工夫が足りないということで、実はこれも機構改革の中で、今度は今、総務課の中に秘書、広報とか行革というのを入れてますが、市民相談センターと昔のかつての市民相談室というのが市民課所管なんです。これをぜひ私のほうの秘書の所管にさせてもらって、もう少し直接、トップダウンということではなくて、広く私自身がきちんと把握できて、そして市の職員もわかってるんでしょうけども、やはり私は地域とか、あるいはいろんな団体へお招きいただいて、話す機会というのは年間、去年でしたら60回、70回ぐらいありましたのでわかってるんですが、市の職員は残念ながら今わからないんですね。

私も、例えば前、農林課の職員のかときは、本当に農家のうちにお邪魔しました。でも今の職員というのは、私のときから比べれば、それは多分3分の1も行ってないと思うんですね。ですから、そういう実態が今、市の職員にありませんので、そういったところをやっぱり私とか、あと議員からもご提言いただいて、一つ一つご指摘いただきながら改善していくということで、ぜひ広聴機能を充実させていきたいと思っております。ちょっと時間ありませんので、この辺でさせていただきます。

次に、最後でございますが、組織機構の見直しについてでございます。

これについては、まず1つは、参事制を設けさせていただいたというのは、今24課あるわけですけども、それに対してトップダウンはできない状況です。24課の課長と話す機会なんていうのは、本当ないわけです。やっぱり何かあったときは呼ばないと、私もいろんな会議に出なきゃいけないし、例えば去年、どれぐらい出勤したかということ、やっぱり365日のうち330日ぐらいは、それ以上出勤していますので、それでもやっぱり事務処理はできないと。

ですから、そういった意味でいえば、参事の方のご協力を得て、やっぱりもう少し風通しをよくしたい。何もトップダウンでやるということではなくて、下からも上がってくるものもわからないという、その24課を正直、副市長と私できちんと把握しなきゃいけないというのは、もう実質不可能だと。台形の組織ですから、ピラミッドがいいとは言いませんけれども、少なくともこれぐらい、議員おっしゃるように、課題山積なんですね。本当、細かいことから大きいことまでたくさんありますんで、第5次総合計画でも46事業、これが柱なんですね。その46事業をきちんとやっぱり把握できませんし、担当とか担当課長の意見とかも交換できる時間も残念ながらということで、ぜひ参事という役職でそれらをカバーしたいということと、地方創生の中で求められている、いわゆるさまざまな事業、新たな事業というのは、やっぱりプロジェクトを組まないといけない仕事ばかりです。24課の中で、これをやっぱり管理職も含めて、相当今、主幹がおりますのでふえてます。行革の中で、あるいは人口が減っていく中で、これは縮小しなきゃいけないだろうということで部制をひかなかつた。あと、主幹については管理職率が非常に高いので、27年度の人事については、10%から15%ぐらい管理職を減らさなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういった中で、横の連携がとれて、時代要請に合った、そして市民のニーズに、あるいはさまざまなご要望にきちんと応えられる、そんな組織をつくっていきたいと思っておりますので、決してトップダウンとか、そういったことではなくて、少しでもきちんとした市民の幸せをつくるための組織として機能できるように改革をしたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○小関勝助議長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 私からは、2点について、高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

時間もございませんので、多少はしよらせていただきます。

スポーツクラブが市民1人1スポーツの受け皿になっていないのではないかとご質問がありますが、これについては2年目を迎える花スポであります、イベント、教室等については増加ということもしておりますが、議員おっしゃるように、まだまだ市民1人1スポーツの受け皿としては不十分な状況だと、私も同じ認識でございます。

会員となることでのメリット感がないということがまず一番大きいということ、そのとおりでと思います。新年度に向けて会員向けの回数券の発行でありますとか、そういう意味での利用の際のお得感みたいものについて工夫などしておりますが、将来的にメリットとして、トレーニング機器などを整備して、その利用で会員が入ってよかったなと思えるような形を今後検討していく必要があるなというふうに思っております。

また、花スポの組織強化とともに、行政が担う役割といったものも明確にしていかなければならないというふうに思っております。そして、行政も一緒に進めることで、クラブ内の組織が機能するような、そういう充実を今後教育委員会全体で、議員ご指摘のようにしてまいりたいというふうに思っております。

また、体育協会との連携につきましても、体育協会のそれぞれの各傘下の加盟団体があるわけですが、そういった方々が教室の指導を主体的に行えるような、あるいは連携しながら行って、例えばキッズスポーツの入り口をいろんな種目、多様な運動を体験して、その後、それぞれのスポーツに入っていけるような導入を図る仕組みとか、そういったものを構築してまいりたいというふうに思います。

また、花スポの安定的な財源確保、経営基盤の確立の観点からも、体育施設の指定管理の受託を具体化できるような組織づくり、今、2年目、5年間の有余期間のような形になってますが、その間に構築してまいりたいというふうに思います。

掛川市のスポーツクラブとか、それから尾花沢市のスポーツクラブ、小国町のスポーツクラブ等、先進地の組織なども参考にしながら、組織づくりの検討を進めてまいりたいと。

議員からの、会員としての体験に基づく的確な現状分析であると思いますので、そのことを十分に検討し、私もトップセールスの重要性を再確認いたしまして、広く関係機関の協力を得てまいりたいというふうに考えております。今後とも同様に、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

2つ目の質問であります自治公民館についてでございますが、公民館連絡協議会の役員からの意見聴取でありますとか、協議会の総会等の機会に状況をお聞きしてまいりました。借地とか借地料の負担が大きいのという実態も把握いたしました。

そのことを受けて、それに対する支援ということについて、実は具体的に予算要求などもしてまいったところでありますが、その協議の中でそれぞれの自治公民館の建設経過というのは非常にさまざまで、館によっては土地も地主等と直接話し合って、固定資産の免除手続まで努力している地区から、あるいは地元で土地を購入している地区などもございまして、一律に公的支援をする制度っていうのが問題あるのではないかということを指摘いただきまして、今回制度の拡充というのが実現できませんでした。

また、今もやっています活動補助金については、協議会の役員からは、それぞれの自治館で事業を工夫しながら活用しており、利用の仕方など、事例発表などを通して説明の機会を設けている

ことや、これまでのやり方で、そこはいいのではないかというご意見が多うございました。

ただ、一方で、非常に地域の人口が減っている地域、そして住民活動に参加が少なくなっている。新しい事業になかなか踏み込めないっていう地区などもある実情も感じております。そういった地区に対して、例えば何がしかの支援が今後本当に必要だなということも感じております。例えば、地区内の交流、ふれあいを深める事業に対して、定額にはなるかもしれませんが、それに対しても、現在の事業補助金の枠組みの中で拡充することなどについて、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、自治公民館の耐震化に係ることでありますが、その中で、非常に87館のうち30館程度のことということでありましたが、今後、その中で避難場所となっている館などもございますので、それについては耐震診断、そして耐震化に向けて動きを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○小関勝助議長 中井 晃総務課長。

○中井 晃総務課長 指定管理制度のあり方につきまして答弁させていただきます。

今回8件の指定管理の審査を行いました。審査の集計に当たりましては、最高点と最低点を発表いたしまして、点差の開きのあった場合には、その理由を確認し、協議するよういたしました。最大の点差で24点、最少の点差で12点でございましたが、個別項目で見ますと、やや不満の4点評価とした審査員がございましたので、今回はそのままの評定を審査結果とさせていただきます。

個別項目で見ますと、財政的にかかわる部分の項目が低いという傾向がございます。これからも、もし低い傾向、低い評価が出ました場合はどういうふうな対応をするかというのを、きっちりとした審査ルールでありますとか内規的な規定を設けて対応しなければならないと

いうふうに考えております。

また、図書館の指定管理の公募でございますが、担当課のほうからは、これまでの指定期間中の実績を判断いたしまして、1社指名で非公募という形で審査会に図りたいというふうな提案がございました。これまでの実績は当然評価すると思いたしても、指定管理制度を考えますと、次回の指定管理者の選定の際には基本的に公募で行うよう担当課に要請をしたいというふうに考えております。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきまして、感謝申し上げます。

はじめをつけるということは大切なことだと思いますし、それはぜひもう一回言わせていただいて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小関勝助議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、佐々木弘充選挙管理委員会事務局長から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

大道寺 信議員の質問

○小関勝助議長 次に、順位8番、議席番号8番、

大道寺 信議員。

(8番大道寺 信議員登壇)

○8番 大道寺 信議員 本定例会に当たり、通告してあります1点について質問いたします。

今回の質問は、議員として最後の一般質問になると思います、なると思いますじゃない、なります。私は、平成11年初当選以来、在任中の定例会において、一般質問は3回を除いて、つまり3回行わなかったわけでありましてけれども、さまざまな課題で質問に立ってまいりました。内容は的を射てないこともあったと思いますが、その評価は市民の皆さんに委ねたいと思います。

この間、常に市の発展、持続可能な自治体の構築、市民生活の向上の視点を大事にしながら質問してきたつもりであります。今回は最後の一般質問となりますが、人口減少社会という、かつて経験したことがない環境の中にあり、今後、難しい市政運営になると思いますが、持続可能な自治体をつくること、市民生活が向上することを願いながら市政運営について質問いたしますので、ご理解をいただき、ご答弁をお願いするものであります。

なお、私も大変早口でございますけれども、今回は思いを込めまして、ゆっくりと質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、財政再建時の取り組みの考えが大事ではないかについてお聞きをいたします。

平成27年度の施政方針では、市政運営の基本的考え方で、国の地方創生に呼応し長井創生に取り組み、攻めの市政運営にチャレンジしたいと述べています。一方で、今後の財政運営は厳しくなることも予想される中で、難しい運営ともなると考えられます。

長井市は平成10年度から財政の健全化に取り組み、ようやく改善するまでに至りましたが、この間の取り組みを大事にしていく必要があると考えます。財政が厳しくなってからの取り組